

答 申 個 第 1 3 9 号
令 和 6 年 2 月 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年10月27日付け保障第480号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

疑義問い合わせに対して元職員が回答した文書の個人情報開示決定事案（諮問個第318号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年2月7日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「8. 開示請求者からかがやきに対する疑義問い合わせに対して●●・かがやき元職員（以下「元職員」という。）が、かがやきに回答した文書」の個人情報の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

※ 「かがやき」は京都市発達障害者支援センターかがやきを指す（以下同じ）。

※ 上記以外の請求については、本件審査請求において争点とされていないため、記載を省略する。

- (2) 処分庁は、令和4年2月22日付けで不存在による非開示決定処分（京都市指令保障第973号。以下「本件処分1」という。）をし、その旨を審査請求人に通知した。

その後、令和4年3月2日に開催した別件審査請求に係る行政不服審査法に基づく口頭意見陳述（以下「別件口頭意見陳述」という。）を経て、審査庁が令和4年3月10日に「京都市障害者職業センターにおけるケースカンファレンス資料へのメモ書きについて元職員がかがやきに回答した文書（2019年1月9日付け）」（以下「本件公文書」という。）の写しを発見したため、同日、本件公文書を審査請求人に電子メールにて送付した。

- (3) しかし、審査請求人は、本件処分1が維持されたままであり、開示請求制度が蔑ろにされているなどと主張し、令和4年5月23日に、本件処分1を不服としてその取消しを求める審査請求をした（以下「当初審査請求」という。）。当初審査請求を受けて審査庁は、令和4年8月24日付けで、本件処分1を取り消し、改めて本件公文書について開示決定を行うべきであるとの裁決（京都市指令保障第258号）を行った。

- (4) 処分庁は、審査庁による当該裁決を受けて、本件公文書を特定したうえで、令和4年8月24日付けで個人情報開示決定処分（以下「本件処分2」という。）をし、その旨を審査請求人に通知した。

- (5) 審査請求人は、令和4年9月27日に、本件処分2を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分2の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分2の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件請求は、審査請求人からかがやきに対する疑義問い合わせに対して、元職員が、かがやきに回答した文書を求めたものである。

また、本件公文書は、令和4年3月10日に審査請求人に対して任意提供した文書と同一のものである。

(2) 本件処分2について

審査請求人は、別件口頭意見陳述において、山崎正和・障害保健福祉推進室社会参加推進課長（処分庁）が「元職員はかがやきに対して文書で回答していない」、「前かがやき副センター長が審査請求人に出した文書はある」と発言したことをもって、当該文書が元職員の回答した文書に当たらないと主張する。

しかし、口頭意見陳述における発言は、その時点での各出席者の認識に基づいてなされるものであり、陳述の内容と、その後の状況が異なることは起こり得るものである。本件請求については、別件口頭意見陳述において当初本件請求に係る文書が存在しない旨の発言をしたが、審査請求人の発言を受けて改めて本件請求に係る公文書を探索し、本件公文書を発見したものである。

また、審査請求人は当初審査請求において「原処分について「文書不存在」と答えているにも関わらず、後に該当する文書が発見されると原処分を維持したまま mail 送信して済まそうとしている」などと主張していることから、審査請求人自身も本件公文書が本件請求を満たす文書であると認識していると思料されるため、処分庁は本件請求に係る公文書を適正に特定し、処分したものであると考える。

なお、審査請求人は、元職員の回答した文書が他にも存在し、それが開示決定されていないことをもって本件処分2が開示義務違反であるなどと主張するが、別件口頭意見陳述後にも処分庁及び審査庁が本件請求に係る公文書を探索したが、事実として本件公文書以外の該当文書は見つからなかったことを念のため申し添える。

(3) 以上のとおり、本件処分2に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 先ず審査請求人は下記の通り開示請求している。

開示請求者から、かがやきに対する疑義問い合わせに対して、元職員が、かがやきに回答した文書を開示せよ。作成年月日を失念しているが障害年金等について回答されている文書を指している。

(2) 処分庁は、本件処分２に於いて文書を特定して、当該文書を開示決定しているが、当該文書は元職員が回答した文書に当たらない。何故なら、山崎正和・処分庁担当課長が「元職員はかがやきに対して文書で回答していない」と口頭意見陳述時に発言しているからである。一方で、山崎正和は「前副センター長が▲▲さんに出したものはあります」と発言しているので、文書該当性を満たしていない事になる。

(3) 又仮に、本件開示決定文書が、元職員に依り回答された文書であるとすれば、其れは他にも存在するが、其れは開示決定されていないので、本件処分２は開示義務違反であり、条例１６条に違反している。

(4) 反論は口頭意見陳述時※に行う。

※ 行政不服審査法第３１条に基づく口頭意見陳述を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、審査請求人が行ったかがやきに対する疑義問い合わせに対して、元職員が、かがやきに回答した文書である。

(2) 本件処分２について

ア 処分庁は、別件口頭意見陳述の時点では、本件請求に係る文書がない旨を発言したが、審査請求人の発言を受けて改めて本件請求に係る公文書を探索し、本件公文書を特定し、本件処分２をしたものであり、また、本件公文書以外に該当する文書はなかったと主張する。

イ 一方、審査請求人は、別件口頭意見陳述において処分庁が、本件請求に係る文書がない旨を発言しているので、本件公文書は本件請求に係る公文書には当たらず、また、他にも文書が存在するはずであると主張する。

ウ 当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書は、元職員がかがやきに対して回答した文書であることが認められた。

当審査会としては、本件請求に係る公文書として処分庁が本件公文書を特定したことに誤りはなく、また、本件請求に係る公文書は本件公文書以外に存在しないとの処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

その他、処分庁及び審査請求人の主張を踏まえても、他に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見出せなかった。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年	10月27日	諮問
	11月28日	諮問庁からの弁明書の提出
令和5年	11月21日	審査請求人から反論書の提出
	12月27日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第8回会議）
令和6年	2月7日	審議（令和5年度第9回会議）

※ 審査請求人から京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づく意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）